6/22(水)に、全校生に「いじめアンケート」調査を実施しました。保護者の 方々にもご協力いただき、ありがとうございました。この度のアンケートによ り、21件の事案が確認されました。



回答をもとに、教育相談を実施し対 応してきたところです。

いじめやいじめにつながる事案等に ついては、早期発見・早期対応を第一 に取り組んできましたが、見落としや対 応不足があったと認識し、深く反省して いるところです。

今後も、気になることや心配なことな ど、どんな小さなことでも結構ですの

で、学校にお知らせください。

本校では、いじめのない学校づくりに向け、引き続き次のように取り組 んでいきます。

◆「いじめは、絶対に見逃さない、許さない」という雰囲気づくりを一層 進める。

- ◆「いじめは、見つけにくい」「い じめは、いつ起こるかわからな い」という認識を持つ。
- ◆生活アンケートなどを実施し、 早期発見に努める。
- ◆いじめにあっている生徒やいじ められた生徒は、学校全体で 守っていく。
- ◆教え、諭し、啓発して、「いじめ をしない・許さない生徒」を育 てる。
- ◆生徒の言動の変化、顔色や表 情の変化を見取る。
- ◆生徒の「声」に真剣に耳を傾 け、生徒と良好な関係をつくる。
- ◆「長井北中いじめ撲滅宣言」を基に、生徒と共に取り組む。
- ◆事案に対しては、「即」対応できる校内体制を常に整備しておく。

全校「スクリーニング」を!

7月11日(月)、専門家による全校「スクリーニング」を実施します。 早め早めの対応で、生徒の健全な発達を支援していきたい。

裏面の「お知らせ」にも示したとおり、市教育委員会の実施する事業の 一環として「特別支援教育の推進」があります。

特に、通常学級において支援を必要としている児童生徒を把握し、早 期に効果的な指導を行うため、軽度発達障がいに関する調査を、今年 度も市内全小・中学校ですすめることになりました。この調査を「スクリー ニング」といいます。

臨時生徒総会において採択

思いやりの心で接します。

誰もが安全で安心な環境の中で、18私たち 長井北中生は、いじめは、

私たちは、

自分がされて嫌なことは絶対にしません。



全国的な調査によると、通常、全 児童生徒の6%程度が軽度の発達 障がいの傾向を持つと言われていま す。専門家によれば、どの人でもその 傾向を持っているとの指摘もあり、表 れ方が大きいか小さいかという違い だけだという所見もあります。

ただ、心配なこともあります。それは「軽度発達障がい」の傾向があることを分からないままでいて、人と話すのが極端に苦手なためにトラブルを起こしがちだったり、先生の話がよく聞き取れないためになかなか学力がつかなかったり、さらには、小さなことにこだわってケンカになったりする場合などがあるということです。

「軽度な発達障がい」は、早め早めの対応により飛躍的に改善することや、成長すると何でもないこともあります。しかし、見過ごされてしまい、周囲の理解がないために、本人が人知れず苦しんでいる場合が往々にしてあるのです。このためにスクリーニングを行い、小・中学校段階で「軽度発達障がい」を早期に発見し、その子に応じた支援をしていこうとするものです。

今年度も、山形大学教授の三浦光哉(みうらこうや)先生をお招きします。県下のみならず県外の多くの市町村でスクリーニングを実際に進められ、実績をあげていらっしゃる先生です。

11日(月)の4、5校時、全教室に出向き、掲示物や生徒の学習のようすを見ていただきます。

今後、必要に応じてご家庭とも相談し、生徒が、今後もよりよく生活できるよう対応していく 予定です。





令和4年度 特別支援教育の推進について

「特別支援教育充実のため、今年度も長井市内すべての小・中学校で、子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立をめざす支援 のあり方をさぐってまいります。

今年度行う特別支援教育の方向性

- ①一人一人のお子さんの様子をもとに、大学の専門の先生や校内委員会で、特別な支援を行う必要性について話し合います。
- ②話し合いの結果をもとに、支援が必要と思われるお子さんの力をよりよくのばしていくために、個々の特性に応じた個別の指導計画を作成します。
- ③ 学校、家庭、専門機関等が連携し、作成した指導計画に基づいた支援を行い、お子さんの成長と自立を支援します。

特別支援教育の推進について



幼稚園、小学校、中学校などの通常学級に在籍する子どもたちの中にも、全国的には約6.5%の割合で特別な支援を必要とする子ども(注意欠陥多動症(ADHD)、自閉症スペクトラム症(ASD)、学習症(LD)等)がいると言われています。「落ち着きがない」「双方向の会話が苦手」「計算問題だけが極端に苦手」など、その子の様子に周りの人が理解を示し、個々に合った支援の手を差しのべることによって、一人一人が多様な能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し支え合う、「共生社会」の基礎を築くための教育(=特別支援教育)を、全ての学校において推進することが、平成19年4月に施行された改正学校教育法により、法律とでも明確に規定されました。

- ○お子さんの様子で気になることがございましたら、学級担任 や学校にお気軽にご相談ください。
- ○学校でのお子さんの様子や今後の支援の在り方について、 学校側からご相談させていただく場合もございます。



